

公立大学法人横浜市立大学グローバル教育推進委員会規程

制 定 平成 23 年 4 月 1 日 規程第 176 号
最近改正 令和 5 年 4 月 1 日 規程第 51 号

(設置)

第 1 条 横浜市立大学（以下「本学」という。）において、グローバル教育を推進するため、グローバル教育推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項に関し、審議又は企画立案、実施及びそれらに必要な資料収集を行う。

- (1) 留学生の支援に関すること。
- (2) 学生の海外派遣選考及びプログラム企画等に関すること。
- (3) 海外大学等とのネットワーク構築・協定締結に関すること。
- (4) 高等教育推進センター規程第 5 条第 5 項で定められたグローバル教育班の所掌に関すること。
- (5) その他グローバル教育に関すること。

(委員)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名した者
- (2) 国際総合科学群に所属する教員 8 名、医学群に所属する教員 2 名
- (3) 前号に掲げる者以外で学長が特に必要と認めた者

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会の委員長は、第 3 条第 1 項で指名された者が務める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第 5 条 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障のあるときは、その職務を代行する。

(緊急の案件)

第 6 条 緊急を要する案件は、委員会の招集を待たず、委員長が専決することができる。

2 委員長が専決した事項は、事後に委員会で報告するものとする。

(委員以外の意見の聴取)

第 7 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者からの意見を聴取することができる。

(ワーキンググループ)

第 8 条 委員会に専門的事項を検討、実施するためワーキンググループを置く。

2 委員長は必要であれば委員以外の者をワーキンググループメンバーに加えること

ができる。

(事務)

第 9 条 委員会に関する事務は、グローバル推進室で行う。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 規程第 16 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 規程第 37 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 規程第 51 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。